

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【公表番号】特表2018-514535(P2018-514535A)

【公表日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2018-021

【出願番号】特願2017-555792(P2017-555792)

【国際特許分類】

C 07D 231/40 (2006.01)
C 07D 487/04 (2006.01)
C 07D 231/44 (2006.01)
C 07D 231/50 (2006.01)
C 07D 498/04 (2006.01)
C 07D 403/12 (2006.01)
C 07D 413/12 (2006.01)
C 07D 417/12 (2006.01)
A 61K 31/4155 (2006.01)
A 61K 31/4985 (2006.01)
A 61K 31/424 (2006.01)
A 61K 31/4192 (2006.01)
A 61K 31/4245 (2006.01)
A 61K 31/422 (2006.01)
A 61K 31/433 (2006.01)
A 61K 31/427 (2006.01)
A 61P 43/00 (2006.01)
A 61P 9/00 (2006.01)
A 61P 9/10 (2006.01)

【F I】

C 07D	231/40	C S P
C 07D	487/04	1 4 1
C 07D	231/44	
C 07D	231/50	
C 07D	498/04	1 0 3
C 07D	403/12	
C 07D	413/12	
C 07D	417/12	
A 61K	31/4155	
A 61K	31/4985	
A 61K	31/424	
A 61K	31/4192	
A 61K	31/4245	
A 61K	31/422	
A 61K	31/433	
A 61K	31/427	
A 61P	43/00	1 1 1
A 61P	9/00	
A 61P	9/10	1 0 3

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月5日(2019.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

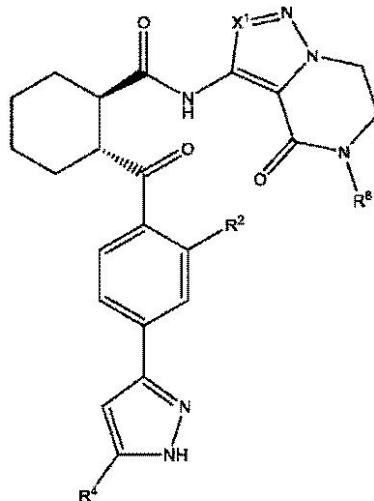
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(IV)：

【化1】



の化合物又はその薬学的に許容される塩(式中：

X¹は、CH又はCH₃であり；

R²は、-H又は-Fであり；

R⁴は、-H又は-CH₃であり；

R⁸は、-H又は-CH₃である)。

【請求項2】

X¹が、CHである、請求項1に記載の化合物又はその薬学的に許容される塩。

【請求項3】

R²が、-Hである、請求項1または2に記載の化合物又はその薬学的に許容される塩

。

【請求項4】

R⁴が、-CH₃である、請求項1～3のいずれか1項に記載の化合物又はその薬学的に許容される塩。

【請求項5】

R⁸が、-Hである、請求項1～4のいずれか1項に記載の化合物又はその薬学的に許容される塩。

【請求項6】

化合物が、

(1R,2R)-2-[4-(3-メチル-1H-ピラゾール-5-イル)ベンゾイル]-N-(4-オキソ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピラジン-3-イル)シクロヘキサンカルボキサミド；

(1R,2R)-N-(5-メチル-4-オキソ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピラジン-3-イル)-2-[4-(5-メチル-1H-ピラゾール-3-イル)ベンゾイル]シクロヘキサンカルボキサミド；

(1R, 2R)-N-(5-メチル-4-オキソ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピラジン-3-イル)-2-[4-(1H-ピラゾール-3-イル)ベンゾイル]シクロヘキサンカルボキサミド；

—(1R, 2R)-N-(4-オキソ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピラジン-3-イル)-2-[4-(1H-ピラゾール-5-イル)ベンゾイル]シクロヘキサンカルボキサミド；

—(1R, 2R)-N-(2-メチル-4-オキソ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピラジン-3-イル)-2-[4-(5-メチル-1H-ピラゾール-3-イル)ベンゾイル]シクロヘキサンカルボキサミド；および

(1R, 2R)-N-(2-メチル-4-オキソ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピラジン-3-イル)-2-[4-(1H-ピラゾール-5-イル)ベンゾイル]シクロヘキサンカルボキサミド

から選択される化合物である請求項1に記載の化合物、又はその薬学的に許容される塩。

【請求項7】

(1R, 2R)-2-[4-(3-メチル-1H-ピラゾール-5-イル)ベンゾイル]-N-(4-オキソ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピラジン-3-イル)シクロヘキサンカルボキサミドである請求項1に記載の化合物、又はその薬学的に許容される塩。

【請求項8】

(1R, 2R)-2-[4-(3-メチル-1H-ピラゾール-5-イル)ベンゾイル]-N-(4-オキソ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-a]ピラジン-3-イル)シクロヘキサンカルボキサミドである請求項1に記載の化合物。

【請求項9】

請求項1～8のいずれか1項に記載の化合物、又はその薬学的に許容される塩、及び少なくとも1種の薬学的に許容される担体、希釈剤、若しくは賦形剤を含む医薬組成物。

【請求項10】

請求項1～8のいずれか1項に記載の化合物、又はその薬学的に許容される塩を含む薬剤。

【請求項11】

心血管疾患、慢性腎臓病、II型糖尿病及びII型糖尿病の合併症、呼吸器炎症性疾患及び呼吸器炎症性疾患に関連する合併症、腎臓炎症及び血管疾患並びに腎臓疾患に関連する合併症、並びに非アルコール性脂肪性肝疾患(NALD)及び非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)から選択される疾患の治療又は予防に使用するための、請求項9に記載の医薬組成物または請求項10に記載の薬剤。

【請求項12】

心血管疾患の治療に使用するための、請求項11に記載の医薬組成物または薬剤。